令和8年度

宇美町保育所等利用案内





63

සු

(c) 8 4 (c)

|令和8年4月入所申込

令和7年10月27日(月)~11月21日(金) (土日祝日を除く) 8時30分~17時15分

※11月14日(金)は20時まで受付

【年度途中入所申込

利用希望日の属する月の前月1日から (土日祝日を除く) 8時30分~17時15分

※各種様式は町のホームページからダウンロードできます。

■申込受付場所

うみハピネス こどもみらい課 TEL092(933)1322



目 次

| 1. | 保育所の入所要件 (1)教育・保育給付認定につい (2)保育認定について | <u> </u> | 2 |
|-----|--|----------|----|
| 2. | 保育の必要量について | | 3 |
| 3. | 保育料について | | 4 |
| 4. | 令和8年度宇美町保育料一覧(予定) |) | 7 |
| 5. | 申込みに必要な書類 | | 8 |
| 6. | 入所決定までの流れ | | 10 |
| 7. | 町内保育施設一覧 | | 11 |
| 8. | 重要事項 | | 12 |
| 9. | 申請用紙記入例 | | 15 |
| 10. | 保育施設紹介 | | 17 |
| 11. | 幼稚園施設紹介 | | 41 |

\$. W. O. W. L. W. O. O. W. L. W. O. W. W. W.

・ 令和8年度クラス(令和8年4月1日時点の年齢)

| クラス | 生年月日 |
|------|-------------------|
| 〇歳児 | 令和7年4月2日~ |
| 1 歳児 | 令和6年4月2日~令和7年4月1日 |
| 2歳児 | 令和5年4月2日~令和6年4月1日 |
| 3歳児 | 令和4年4月2日~令和5年4月1日 |
| 4歳児 | 令和3年4月2日~令和4年4月1日 |
| 5歳児 | 令和2年4月2日~令和3年4月1日 |

1. 保育所の入所要件

- ①宇美町に住民票があること
- ②保護者が保育認定の要件(下表参照)に該当していること
- ③教育・保育給付認定を受けていること

(1)教育・保育給付認定について

保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要に応じた「給付認定」を受けていた だく必要があります。教育・保育給付認定申請に基づき、宇美町から教育・保育給付 認定通知書を交付します。

| 教育•保育給付認定区分 | 実施年齢 | 保育の必要性 | 利用できる施設 |
|--|---|--------------|----------------|
| 1号認定 | 3~5歳 | なし | ・新制度へ移行した幼稚園 |
| 【教育標準時間】 | 3, 30歳 | Ą | ・認定こども園(幼稚園部分) |
| 2号認定 | 3~5歳 | あり | • 認可保育所 |
| 【保育標準時間・保育短時間】 | 」。 「 」。 」。 」。 」。 」。 」。 」。 」。 」。 」。 | ر•ر <i>ه</i> | ・認定こども園(保育所部分) |
| | | | • 認可保育所 |
| 3号認定 【保育標準時間·保育短時間】 | O~2歳 | あり | ・認定こども園(保育所部分) |
| 1200 C C C C C C C C C C C C C C C C C C | | | • 地域型保育事業 |

※太枠が、この利用案内により申請していただく保育所部分です。

(2) 保育認定の要件

入所申込みができるのは、保護者が次の要件のいずれかに該当し、お子さんの保育を 必要とする場合です。

- ①就労している(月64時間以上)
- ②妊娠中または出産後間がない(出産予定月を含む3ヶ月間)
- ③疾病、負傷、障がい等がある
- ④長期にわたる病気や、心身に障がいのある方を看護・介護している
- ⑤火災・風水害・地震等で被害を受け、復旧にあたっている
- ⑥求職活動している
- ⑦就学している(月64時間以上)
- ⑧育児休業中 ※詳細は15ページ⑥へ
- ⑨その他、1~8に類する状態であり、町長が必要と認める場合

・保育認定の有効期間

| 保育認定の事由 | 有 効 期 間 (原則として保育が必要な事由に該当しなくなった日まで) |
|---------|---|
| ②妊娠・出産 | 出産予定月を含む3ヶ月 |
| ⑥求職活動 | 有効期間開始日から90日を経過する日の属する月末まで |
| ⑦就学 | 卒業予定日の属する月末まで |
| 9その他 | 町長が必要と認める期間 |
| 上記以外 | 小学校就学前まで ※お子さんが満3歳未満の場合、保育認定の有効期間は、「お子さんが満3歳に到達する前々日まで」です。この場合、満3歳到達後に新たな教育・保育認定通知書(または支給認定証)を送付します。その際の手続きは不要ですが、支給認定証をお持ちの場合は差し替えとなり、従前の支給認定証は回収となります。 |

2. 保育の必要量について

保育の必要量は、保護者の就労等の時間や保育の認定要件により「標準時間」と「短時間」のいずれかで認定されます。保育料は、認定された保育の必要量に応じて区分されています。

| | 標準時間 | 短時間 |
|---------|--|---|
| 保育認定の要件 | ● 就労・就学等の時間が 120時間以上(月平均) ● 妊娠・出産 (出産予定月を含む3ヶ月) ● 疾病・障がい等 ● 介護・看護 ● 災害復旧 | ●就労・就学等の時間が 64時間以上120時間未満 (月平均) ●求職期間 ●育児休業期間 |
| 最大利用時間 | 1 1 時間/日 ※園により異なります | 8時間/日 ※園により異なります |

※就労・就学等の時間が短時間該当であっても、利用時間内での送迎が困難な場合等は、必要に応じて標準時間で認定します。

3. 保育料について

幼児教育・保育の無償化について

教育・保育の無償化により、0~2歳児クラスの市町村民税非課税世帯、並びに3~5歳児クラスについては、保育料が無償となります。

なお、これまで保育料に含まれていた副食費(おかず代)は、無償化後も引続き保護者様の負担となり、実費徴収となります。

(1)保育料の決定方法

保育料は、お子さんの保護者の市町村民税所得割額をもとに算定します。毎年 9月に市町村民税の年度切替えを行い、それによって保育料の見直しをします。

≪保育料切替え時期≫

9月

4月 5月 6月 7月 8月〕

10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和7年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和6年中の収入による) 令和8年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和7年中の収入による)

【注意事項】

- ① 保育料の算定には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、 外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等は、控除対象となりま せん。
- ② 保育料算定のための書類が未提出である場合や申告を期日までに行わなかった場合は、保育料を最高額で決定します。
- ③ 6~8月に、保育料の切り替えのための税額調査を行います。この調査により保育料が変更になる場合があります。マイナンバー制度による情報連携が本格運用となったため、住民税課税資料の提出は原則不要です。ただし、令和7年1月1日に指定都市に居住されていた方については、住民税課税資料の提出をお願いする場合があります。 (詳細は、6ページ(4)をご覧ください)
- ④ 保育所を欠席した場合やならし保育期間中でも、保育料は全額かかります。
- ⑤ 世帯状況の変更等に伴い、年度の途中で保育料が変わることがありますので、 できるだけ早くお知らせください。
- ⑥ 税額に変更があった場合は、保育料が変わることがありますので、できるだけ早くお知らせください。
- ⑦ 保育料を滞納した状態が、しばらく続く場合、個別に面談を行います。 児童手当からの保育料天引きをご検討いただきます。★⑦については、認可保育所のみ該当
- ⑧ 父母の収入だけで生計維持をできていない等の場合は、同居の祖父母等の市 町村民税所得割額で決定する場合もあります。

(2) 保育料の納付について

《認可保育所》

町への納付となります。納付方法については、納付書、又は口座振替となります。保育料は、当月末日が納期限です。

- 延長保育料は、翌月末日が納期限です。
- ※末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
 - 口座振替をご利用の場合は、口座振替用のハガキで手続き可能です。

(税務課・こどもみらい課・保育園に準備しています。)

口座振替の手続きが完了するまでは納入通知書を発行しますので、金融 機関やコンビニエンスストアで納付してください。

《認可保育所以外の施設》

施設へのお支払となります。詳細は、施設にお尋ねください。

保育料は、納期内に必ず納付してください。

(3) 保育料の減免等について

① 多子軽減(きょうだい児減免)

2、3号認定では、<u>小学校就学前児童</u>が2人以上同時に保育所等を利用する場合(※)は、利用児童のうち、最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降については無料とします。この減免措置を受けるには、上のお子さんの在園証明書が必要となりますが、認可保育所・認定こども園・地域型保育施設を利用されているお子さん、幼稚園を利用している施設等利利用給付認定を受けているお子さんの証明書は必要ありません。

※「保育所等を利用する場合」とは

認可保育所・幼稚園(満3歳以上)・認定こども園・地域型保育施設・特別支援学校幼稚部・企業主導型保育事業・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合

※幼稚園を利用する2歳児について

幼稚園を利用する2歳児についてのきょうだい児減免は、満3歳に到達する月の翌月から適用となりますのでご注意ください。

② 母子・父子世帯及び障がい児・障がい者のいる世帯 ※

市町村民税非課税世帯(第2階層)では全額減額します。 市町村民税所得割課税額が77.101円未満の世帯における保育料は、3号 認定(3歳未満児)は9,000円とし、2人目以降は全額減額します。

※身体障害者手帳の交付を受けた者・療育手帳の交付を受けた者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・特別児童扶養手当の支給対象児・国民年金の障害者基礎年金受給者がいる世帯

③ 多子軽減の年齢制限撤廃について

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(1号認定、ひとり親世帯、障がい児・障がい者のいる世帯においては77,101円未満)は、第何子かを決定する際に算定対象となるお子さんの年齢制限が撤廃されました。生計が同一であれば年齢に関係なく、上のお子さんは算定に含まれます。ただし、お子さんの年齢や状況によって、健康保険証の写しや学生証等お子さんを扶養していることが分かる書類を提出していただく場合があります。

④ 第3子以降保育料無償化について

多子世帯の経済的負担軽減のため、令和7年9月分から第3子以降の保育料(※)を 無償化しています。(※利用している施設により上限あり)

以下の要件をすべて満たし、宇美町から多子世帯利用給付認定を受けた場合に、 対象となります。

- ・きょうだいの年齢に関係なく、生計を同一としている保護者に養育されている 3番目以降の0~2歳児クラスに該当する児童であること
- 保護者全員が、保育の必要性の事由に該当すること
- ※無償化の対象となるのは月額保育料のみです。副食費、延長保育料、各施設で 実費徴収する費用などは保護者負担となります。

(4) 令和7年1月1日に指定都市※に居住されていた方について

令和7年1月1日に指定都市に居住されていた方については、住民税課税 資料の提出をお願いする場合があります。

地方税法の改正に伴い、平成30年度分の税率から指定都市に住所を有する方の市町村民税の税率が8%(指定都市以外の方は6%)に改められています。指定都市と指定都市以外の方で利用料に差が生じることがないよう、指定都市に住所を有する方については税率6%で市町村民税所得割額を算定することとなりました。マイナンバー制度による情報連携では8%で算出された市町村民税額しか提供されないため、運用上、8%の税額に6/8を乗じた額をもとに利用料を算定いたします。この場合、近似値での算定となることから、正しい階層区分が決定できないと判断した場合は、税率6%で市町村民税所得割額を算定しますので、住民税課税資料の提出をお願いいたします。

※指定都市…福岡市、北九州市、熊本市、札幌市、仙台市、新潟市、横浜市、川崎市、 さいたま市、千葉市、相模原市、名古屋市、浜松市、静岡市、大阪市、 神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市

4. 令和8年度 宇美町保育料一覧(予定)

【2・3号認定:保育認定子ども(保育所・認定こども園(保育)・地域型保育施設)】 幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児については保育料は無償となりますが、これまで保育料に含まれていた 副食費(おかず代)については、無償化後も引き続き保護者様の負担となり、施設による実費徴収となります。 副食費の額は、施設により異なります。

| 各月初日の保育 | 育の実施児童の属するt | 保育料(月額) | 3歳未満児 | |
|-----------------|-------------|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 階層区分 | 定 | 義 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1階層 | 生活保証 | 養世帯等 | OFI | O円 |
| 第2階層 | | 村民税 说世帯 | O円 | O円 |
| 第3階層 | 所得割課税額 | ひとり親世帯等 | 9,000円 (0円) | 9,000円 (0円) |
| お ろ陪信 | 48,600円未満 | ひとり親世帯等以外 | 19,500円 (9,750円) | 19,300円 (9,650円) |
| 第4-1階層 | 所得割課税額 | ひとり親世帯等 | 9,000円 (0円) | 9,000円 (0円) |
| 第4一(哈雷 | 57,700円未満 | ひとり親世帯等以外 | 27,000円 (13,500円) | 26,600円 (13,300円) |
| 第4一2階層 | 所得割課税額 | ひとり親世帯等 | 9,000円 (0円) | 9,000円 (0円) |
| 第4一之陷匿 | 77,101円未満 | ひとり親世帯等以外 | 28,500円 (14,250円) | 28,100円 (14,050円) |
| 第4-3階層 | | 課税額 ○円未満 | 30,000円 (15,000円) | 29,600円 (14,800円) |
| 第5階層 | | 課税額 の円未満 | 44,500円 (22,250円) | 43,900円 (21,950円) |
| 第6階層 | | 課税額 の円未満 | 61,000円 (30,500円) | 60,100円 (30,050円) |
| 第7階層 | | 課税額 の円未満 | 80,000円 (40,000円) | 78,800円 (39,400円) |
| 第8階層 | | 課税額 O円以上 | 86,860円 (43,430円) | 84,400円 (42,200円) |

【備考】

- 〇保育料算定の際、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡 所得割控除額等は控除しません。
- 〇世帯状況の変更や修正申告等に伴う市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変わる場合があります。
- 〇この保育料とは別に、園によって教材費などの実費徴収等がある場合があります。
- ※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は 半額(かっこ内の額)、3人目以降については0円です。
- ※第4-1階層以下の世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は第4-2階層以下)は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。ただし、勤務状況等により、生計が同一と認められない場合は、軽減対象外となります。

副食費(おかず代)免除について

年収360万円未満相当世帯のこどもと、全ての世帯の第3子以降(※)のこどもについては、副食費が免除となります。(主食費(ごはん、パン等)は対象外です。 ※第3子以降の考え方は、保育料減免等の①多子軽減と同じです。

5. 申込みに必要な書類 (A+B+C)

※必要書類が全て揃わない場合は原則受付できません。

A.全員共通必要書類

- 中請書 • 教育 保育給付認定申請書(現況届)兼 保育所等入所申込書
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(同居者全員分)・・・ 個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号の記載された 住民票等の写しのいずれか
- 身分証明書 • 申請に来られる方の運転免許証等

B.保育認定の要件を証明する書類①~⑨のいずれか

| 保育認定の要件 | 必要書類 |
|--------------------------|---|
| ①就労 (就労予定、 復職予定含む) | 就労証明書 ※自営の場合は <u>自営業等申立書</u> (法人化している場合は就労証明書) ※令和8年4月入所については、就労予定・復職予定で提出の方は、令和8年5月1日までに採用予定・復職予定である旨の記載があるものが必要です。また、就労開始後に就労証明書を再提出していただきます。 |
| ②妊娠•出産 | 保育ができない申立書、母子健康手帳の写し ※新年度の入所申込みについては、出産予定でも受け付けできる場合がありますので、詳細につきましては、こどもみらい課までお問い合わせください。 |
| ③疾病・障がい等 | 保育ができない申立書、 保育ができないことの診断書 |
| ④介護·看護 | <u>保育ができない申立書</u> 介護・看護が必要なことがわかるもの |
| ⑤災害復旧 | 保育ができない申立書、罹災証明書 |
| ⑥求職中 | <u>求職中に関する誓約書</u> |
| ⑦就学 | 保育ができない申立書、学生証の写し、在学証明書、 授業計画書 など |
| 8育児休業中 | 就労証明書(育児休業中の対象となっているお子さんが満1歳になるまでに復職予定であることの記載があるもの) |
| ⑨その他 | 保育ができない申立書、 その事由を証明する書面 など |

C.該当者のみ必要な書類

◎在宅障がい児(者)がいる場合

各種手帳や証書の写し(氏名・等級等記載の部分)

※国民年金の障害基礎年金を受給中の方は、年金証書と年金受給中であることを 証明するもの(直近の年金振込通知書等)を提出してください。

◎きょうだい児が幼稚園等に通っている(通う予定)場合(卒園児を除く)

在園証明書※施設等利用給付認定を受けている方は不要です。

※入園後の保育料減免のための資料となりますので、令和8年度に幼稚園在籍予定の方は、ご提出ください。また、入園<u>予定</u>の証明書の場合は、入園確定後に再度ご提出をお願いします。ご提出がないと保育料の減免ができませんのでご注意ください。 ※幼稚園を利用する2歳児についてのきょうだい児減免は、満3歳に到達する月から適用となりますのでご注意ください。

◎児童が入所する時点で義務教育を修了しているお子さん、別居の扶養しているお子さんがいる場合

扶養していることを証明するもの

- ●お子さんの健康保険証の写し(健康保険の扶養に入っている場合)
- ●学生証の写しなど
- ※ご入園後、再度提出していただく場合があります。

◎ひとり親世帯の場合

児童扶養手当証書、児童扶養手当証書預り証、ひとり親家庭等医療証、 戸籍全部事項証明書、戸籍謄本等の写し

◎転入予定の場合

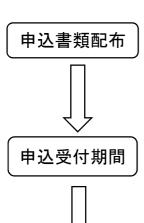
転入確約書

※入所希望日前日までに宇美町での住民票が確認できなければ、入所取消し になります。

6. 入所決定までの流れ(令和8年4月1日 入所)

※入所選考は先着順ではありません。

提出書類により、保育の必要性の高い方から利用調整を行います。入所申込みが定員を超えた場合は、待機となる場合があります。



10月19日(日)~(土日祝日を除く)

配布場所:うみハピネス内 こどもみらい課 (ホームページからもダウンロードできます。)

※10月19日(日)は「町内保育施設説明会」開催にあわせて、午前10時から12時まで配布を行います。

10月27日(月)~11月21日(金)(土日祝日を除く)

提出先: うみハピネス内 こどもみらい課

11月14日(金)は20:00まで受付

利用調整

1月上旬以降順次

優先度の高い方から、順番にお電話いたします。

入所保留通知発送

1月末

待機となる方には入所保留通知を郵送します。



健康診断•面談

1月下旬~

・認可保育所…利用調整のお電話で日時をご案内します。

・認定こども園、地域型保育施設…各施設から連絡があります。



3月上旬~

教育・保育給付認定通知書・保育料決定通知書を郵送します。

- ※認定こども園、地域型保育施設を利用の方は、その後 施設との直接契約があります。
- ※転入予定で申込された方は、転入後の郵送になります ので、転入届出後に、こどもみらい課へご連絡を お願いします。

入園式・ならし保育

4月初旬

- ※受付期間後に申込みをされた方については、期間内申込者の利用調整後、受入れ 可能な場合に追加調整します。
- ※待機となることで育児休暇を延長する方は、別途証明書を交付しますので、こどもみらい課にお申込みください。
- ※1月末までに、利用調整の電話連絡、または入所保留通知の送付がない場合は、 連絡漏れ・郵便等の不着の恐れがありますので、こどもみらい課にお問い合わせ ください。

7. 町内保育施設一覧

入所手続き等の詳細については、「認可保育所」「認定こども園(保育所部分)」「地域型保育施設」はこどもみらい課、「認定こども園(幼稚園部分)」「届出保育施設」「私立幼稚園」は各施設へお問い合わせください。

| 施設名 | | 施設名 | 住所-電話 | 対象年齢 | 保育曜日 | 保育時間 | 新年度申込 | |
|-----------------|---|---|---|----------------------------------|-------------|--|-------------|--|
| | 早見保育園 | | 宇美中央2-9-26 | | | | | |
| | 町 | 十九休月图 | 2 932-0180 | | | | | |
| | 立 | 原田保育園 | 原田3-2-1 |] | | 7:00~18:00 | | |
| | | | 25 932-0115 | - 首がすわって(3か月 | | 延長保育 | | |
| 認 | | 宇美八幡宮保育園 | 宇美1-8-34 | 以上)~就学前 | | 18:00~19:00 | | |
| 可保 | | | 2 932-0583 | 0583 2号·3号 | 月曜日~ | | | |
| 体 育 | T, | 四王寺坂ひかり保育園 | 四王寺坂1-30-17 | 29.09 | 土曜日 | ※延長保育は | | |
| 所 | 私 | 私 四王寺坂ひかり保育園 | 23 957-0005 | | | 1歳の誕生日 から | | |
| | | 柳原ぷらす保育園 | 宇美東2-2-15 | | | | | |
| | 立 | | 23 932-0181 | | | | | |
| | | 貴船保育園 | 貴船2-29-2 | 生後4か月~就学前 | | | | |
| | | | 2 932-3000 | 25.05 | | | 10月27日~ | |
| | | 認定こども園(地方裁量型) チムニーズENGLISHスクール | 大字宇美4361-2 | 3歳 <u>児~</u> 就学前 2号 | 月曜日~ | 8:00~14:00 (保育部分18:00ま で) | こどもみらい課へ申込み | |
| | | | 2 933-3063 | | | | | |
| 認定 | | 認定こども園(保育所型) 空とぶくじら幼児園 うみ園 | 貴船2-41-27 | 首がすわって(4か 月以 <u>上)~就</u> 学前 | 月曜日~ | 7:00~18:00 (延長19:30末で) |] | |
| | | | 23 934-0048 | 2号·3号 | 工唯口 | (,2,2,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1, | | |
| ことも | 認定こども園(保育所型) めばえ保育園 認定こども園(幼保連携型) 宇美タンポポこども園 | | 大字井野560-2 | 首がすわって(3か 月以上)~就学前 | 月曜日~ | 7:15~18:15 延長保育 7:00~7:15 | | |
| | | | 23 692-1361 | 2号·3号 | 工作口 | 18:15~19:00 | | |
| | | | 宇美6-10-22 | 首がすわって(3か 月以 <u>上)~</u> 就学前 | 月曜日~ | 7:00~18:00 (延長19:00まで) | | |
| | | テスプンハハここ 0函 | 2 933-1208 | 2号·3号 | | (建设13.00よと) | | |
| | 9 | ——————————— 家庭的保育 | 四王寺坂3-13-13 | | | | | |
| 地 | | 四王寺坂ひかり乳幼児園 | ☎ 934−2586 | | | 7:00~18:00 (延長19:00まで) | | |
| 域 | | 小規模保育 | 宇美4-7-33 | 1 | 月曜日~ 土曜日 | | | |
| 型 保 | 4 | ビれみ乳幼児園 | 2 934-1026 | - 首がすわって(3か月 - 以上)~2歳児 | | | | |
| 体 育 | , | 小規模保育 | 貴船2-30-3 | 3号 | | | | |
| 施設 | ŀ | ⊅うあいおむすび保育園 | 23 410-2285 | | | | | |
| 献 | | 小規模保育 | 光正寺1-4-5 | | | | | |
| | | すみれ乳幼児園 | 2 692-9320 | | | | | |
| 育届 施保 | Ē | 朗陽こどもえん | 宇美4-1-3 丸和メディカルビル3F ☆ 957-9160 | 6か <u>月~就</u> 学前 2号・3号 | 月曜日~ | 8:00~18:00 | (施設へ申込み) | |
| | | 学校法人 小林学園 | とびたけ4-1-3 | | 月曜日~ 金曜日 | 8:30~14:00 (早朝保育7:30~) | | |
| 私 | 5 | 宇美幼稚園 ———————————————————————————————————— | 2 933-0970 | | | (延長18:00まで) | | |
| 立 幼 | | 学校法人 小林学園 三葉幼稚園 | 宇美3-6-26 | 2歳~就学前 | | 8:30~14:00 (早朝保育8:00~) | (施設へ申込み) | |
| 稚園 | | — >V>\ IT EE | 2 932-0512 | | | (延長17:30まで) | | |
| | | 学校法人 博多学園 専多第二幼稚園 | ひばりが丘1-1-10 | | | 8:30~14:00 (早朝保育7:30~) | | |
| | | 寺夕 第一幼惟图 | 2 934-1001 | | | (延長18:00まで) | | |

★申請が可能な施設等

認可保育所

保護者の委託を受けて、家庭での保育が困難なお子さまを、保護者に代わって保育することを目的とした 児童福祉施設です。現在、町立2園と、私立4園があります。

認定こども園(保育所部分)

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。現在、私立の認定こども園4園があります。 (幼稚園部分は直接施設へ申込み)

地域型保育施設

〇~2歳児の子どもを対象として、少人数単位で保育をおこなう施設です。卒園後の利用先として認可保育所、認定こども園が設定されており、引き続き利用できます。(※幼稚園の利用を希望される場合に幼稚園への申込みが必要です。)

現在、地域型保育施設4園があります。

8. 重要事項

① 提出書類について

- 提出後に変更が生じた場合は、再度提出してください。
- ・提出された書類に内容の確認がとれない場合や疑義があるときは、追加資料の 提出をお願いすることや、勤務先等への調査等を行うことがあります。
- ・これまで提出を必要としていた同居する18歳以上65歳未満の方の保育要件確認書類については、同居する祖父母(保護者の父母)のみ必要となります。 ※ただし、提出がなくても申込は可能ですが、家庭保育が可能とみなし、優先順位に差をつけます。

(保育可能な方がいる世帯といない世帯との公平性を図るため)

② 転入予定で申し込む場合について

入所要件として、宇美町に住んでいることの確認が必要なため、令和8年3月末日までに住民登録がないと、令和8年4月当初の入所承諾はできません。

③ 同一世帯について

住民票上は別(世帯分離)でも、同じ住所地に住んでいる場合は同一世帯として審査します。

④ 入所決定(利用調整)について

施設の入所可能数を超える申込みがあった場合には、家庭状況や保護者の就労等の状況に応じて優先順位をつけるため、希望する保育所等に入所できない場合や、 待機となる場合があります。

⑤ 定員を超えたために入所できない場合

待機児童として登録され、4月以降も審査対象となります。施設に空きが出た場合には、待機登録者の中から入所選考を行います。 (登録期間は、令和9年3月末までです。)

次へ→

⑥ 育児休業中の利用について

- ・育児休業期間中の方は、定員に余裕がある場合に限り育児休業での入所が可能です。※最長で育児休業に係るお子さんが満2歳に達した日の属する月の月末までです。
- ・保育所を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、育児休業での利用となった年度末までは継続利用ができます。翌年度以降も引き続き育児休業での利用となる場合は、当該クラスに待機児童が発生していない場合に限り、継続利用が可能となります。

⑦ 保育の利用期間

復職予定や就労予定及び、雇用期限がある方などにつきましては、保育の利用期間を年度途中までとすることがあります。保育の利用期間を更新するためには、 復職予定や就労予定の方は就労開始後、雇用期限がある方は雇用更新後、速やか に就労証明書等を提出してください。

8 ならし保育について

ならし保育とは、お子さんが新しい環境に慣れるために、通常の保育時間より短い保育時間でお預かりする保育のことです。(入所開始日の前に行うものではありません)なお、ならし保育の期間中も保育料は通常の保育時間の場合と同額です。

⑨ 入所後の就労状況等の再確認について

入所後、7月頃に就労状況等の再確認のため、家庭状況調査を行います。

⑩ 入所後に申込書類の内容に変更が生じた場合

世帯の状況や仕事などに変更等が生じた場合は、速やかに保育所またはこどもみらい課に届け出てください。

次へ→

⑪ 長期欠席について

欠席期間が2カ月に達した場合、当該事由が発生した月末で原則退園となります。 なお、欠席した場合も保育料は全額お支払いいただきます。

② 広域入所について

宇美町内にお住まいの方は、宇美町内の保育所に通うことが原則となりますが、 宇美町で待機児童が発生した場合や、保護者等の状況により宇美町内の保育所に 通うことが難しいと判断される場合に限り、例外的に宇美町外の保育所の利用が 認められることがあります。

希望される方については別途お手続きが必要となりますので、こどもみらい課までお尋ねください。

③ 災害発生時における対応基準について

台風や豪雨等の災害に伴う避難情報発令時、保育施設には園児や従事する職員の安全確保のための対応基準を定めています。

警戒レベル等に応じて「休園」や「早急なお迎え」の依頼を連絡させていただく場合があります。

9. 申請用紙記入例 様式第2号(第4条関係) 【令和8年度 2·3号用】

育給付認定申請書(現況届) 兼 保育所等入所申込書

受付印

入所申込承諾日

短周目 排民 那字 羊 町 長 即

| | 怕叫 <u>异帽</u> | | | | | | | | | |
|--------|--|------------------------|----------------|-------------------------|------------|------------|-------------|----------------|--------------------------------|------------------|
| じ、市した利 | のとおり、施設型給付費等に係る 町村民税の情報(同一世帯者を 川用者負担額について、特定教 い場合は、利用決定を取り消され | 含む)およ 育・保育施 | び世帯 | 情報を 二対 | ここに に、通 | 記入 | や保育 | 保護者あて 料等の請 | えて申請します。ま と、その情報に の届出、関係 | |
| | 令和 7 年 11 月 7 | 目 | | | ~ ■ | /J·/田 C | 5 70 | | | |
| | 保護者氏名 | 学美 太 | 朗 | | | | - | 指数 | | |
| 申 | ふりがな うみ はなこ | | | | 年齢 | 性 | :別 | R8. 4. | 1時点の年 | 待機・取下 |
| 請児童 | 一 | _年 5 | _月 1 | O _H | 5 - | 放 | · 安 | | 入してくださ | |
| 住庭 | 宇美町 | ı | /1 | H /•\1 | (0.1.1.) | 74 J.L. | | ※連絡の 1 自宅・ | 希望順に記入してくた | <i>ごさい。</i> |
| 14// | 宇美5丁目1 | 番1号 | | | | | | | (14) | 00-000 |
| 転入予定0 | ' | (令和 | 年 | 月 | 日 転 ——— | (人子定) | () | 2 自宅・ 携帯(久 | (). 母() 090-11 | 11-1111 |
| 現住 | ,,,, | 本 ム目 さ | = 1 | 該当 | する番 | 号を記 | 込し | 携帯(久 | (・ 母) | |
| 世世行 | 帯の状況(申請児童以外の同居 氏 名 | 児童との | 記人区 | 生年月 | H | _ | V | 保育の要件 | 職業•学校(園 |])•学年等 |
| | ふりがな うみ たろう | 続柄 | | | , . | | 男 | 番号(※) | 1707 | 7 7 1 3 |
| | 宇美 太朗 | 父 | T·S HDR 2 | 2 年 | 年 3 月 1 日 |)· 女 | 1 | 会社員 | | |
| | ふりがな うみ みどり | | | | | 男 | | | | |
| 児童 | 宇美 みどり | 母 | T•S H•R | 3 年 | 5月 | 8 🛭 | 女 | 1 | 会社員 | |
| 0 | ふりがな うみ いちろう | | T•S | | | | 男 | | | ÷ 0. |
| 世帯 | 宇美 一朗 | 兄 | HR | 30 年 | 7 月 | 3 ∄ | 女 | 10 | 〇〇小学校 | 父2年 |
| 員(一 | ふりがな うみ さぶろう | ()()() | T•S | | | | 男 | (1) | 수妆무 | |
| 同居 | 宇美 三朗 | 父の父 | H•R | 34 年 | 8月 | 8 目 | · 女 | 1 | 会社員 | |
| 者) | ふりがな うみ はな こ | 父の母 | T•S | | | | 男 | (1) | パート | |
| | 宇美 花子 | 又の母 | H•R | 35 年 | 2月 | 5 目 | 女 | $\overline{)}$ | /\- - | |
| | ふりがな | _ | T•S | | | | 男 | | | |
| | | | H•R | 年 | 月 | 目 | 女 | | レー 申請時点でのも | た況 |
| ●別月 | 居している保護者、別居で扶養 氏 名 | しているお ┃ 児童との | <u>子さん</u> | <u>がいる場</u> 生年月 | | 込して | とくださ | い。(保訂 | を記入してくだる | |
| ふりがな | ** | 続柄 | | 生十八 | , µ | | 男 | | | |
| | | | T·S H·R | | | | · 女 | | | |
| ふりがな | | 扶養し | ている | .ている子 ことが分; 「が必要で | かる資 | | t. | | | |
| ①就 | 育の要件番号(保育を必要とする理 労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい の他 ⑩18歳未満、又は65歳以上 | 由 (4)介護等 | | | | 古動中 | ⑦就等 | 学 ®育児休i | | 東用欄 |

*** 裏面も記入してください。 ***

| ●保護者の住所地 | (市区町村名)※宇美町以外の方は記入してく | ださい。 | | | | | |
|--------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | <u> </u> | R8.1.1現伊 令和7年1月1日の居住地が宇美町 以外だった場合は、その時の住所 | | | | | |
| ●利用を希望する其 | 明間、施設名等 | (市区町村名まで)を記入してくださ | | | | | |
| 利用を希望 する期間 | 令和 8 年 4 月 1 日 | から口令和 | | | | | |
| | 利用希望施設名 | きょうだい児の申込みについて | | | | | |
| 第1希望 | 〇〇〇保育園 | □同じ保育所等のみの利用を希望する。 □別々の保育所等になる場合 | | | | | |
| 第2希望 | 〇〇〇保育園 | □1人だけでも利用を希 きょうだいで申込む場 ・ 利用できなかった児 合は、必ず記入してく ださい。 | | | | | |
| 第3希望 | 〇〇〇保育園 | □他の施設を利用する。 | | | | | |
| 入所できなかった 場合の意思確認 | □ 希望する施設のみ□ すべての施設☆ 育児休業中の方□ 育休を延長するが□ 他の施設等を利用 | ください | | | | | |
| 希望する | 利用曜日 | 利用時間 | | | | | |
| 利用曜日 | | 平日 8時 00分から 17時 30分まで | | | | | |
| 及び 利用時間 | 月 (火)(水)(木)(金)(土) | 土曜 8時 00分から 17時 30分まで | | | | | |
| 希望する | 7/4 本博維時 (11時間子本/佐部) - 1/8 用 / 1/8 | | | | | | |
| 利用時間区分 | ☑保育標準時間(11時間まで(施設により異なり ※就労状況等により希望の利用時間区分とならない場 | | | | | | |
| ●世帯の状況 | | X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | |
| 該当する方は チェックしてください ●児童の状況 | 。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | ズださい。 正 □ 遺族年金 時間が120時間未満の方は、 短時間に図してください。 福祉手帳 □ 特別児童扶養す | | | | | |
| ● /L 型 ♥/(∀L | ☑ 無 □ 有 ※病名、通院状況等を記入して | · ください | | | | | |
| 持病 | 病名: 通院状況等: | · \/Lcv '° | | | | | |
| アレルギー | □無 ☑ 有 (種類: 卵白 |) | | | | | |
| 手帳等の有無 | ☑ 無 □ 有 (□ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 精神福祉手帳 □ 特別児童扶養手当) | | | | | | |
| 乳幼児健診 での指摘事項 | ☑ 無 □ 有 ※指摘を受けた内容を記入して | ください。 | | | | | |
| その他 | ※特に配慮が必要なことがある場合は記入してくだ | さい。 | | | | | |
| 令和6年度の申込状 | 況 □申込みをした → 待機の有無 (有・ | 無) ■申込みをしていない | | | | | |
| 現在の状況 | □家庭保育中 □親族等に預けて就労し □施設等利用中(□認可保育所等 □幼科 → 施設名: □その他(| / 談ヨ9の頃日に \ | | | | | |

- ・支給認定証の交付を希望される場合は、別途申請が必要ですので、お申し出ください。・支給認定証の交付を受けない場合には教育・保育給付認定通知書を交付します。・支給認定変更の申請をする場合において、支給認定証の交付を受けているときは、支給認定証の提出が必要です。
- ・施設等から支給認定証の提示を求められた場合において、支給認定証の交付を受けていないときは、教育・保育給付認定通知書を提示してください。